

出席停止一覧（学校保健安全法 第19条）（学校保健安全法施行規則 第18条、19条）

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6条に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後3日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※ ただし、第2種については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。	
第3種	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 手足口病、伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 流行性嘔吐下痢症 アタマジラミ 水いぼ（伝染性軟疣（属）腫） 伝染性膿痂疹（とびひ）、疥癬	原則として出席停止の対象とはならない。 症状により、学校医又はその他の医師が出席停止の措置が必要と判断したとき、伝染のおそれがなくなるまで出席停止とする。

平成27年1月改正